

### いずみ聖地公園

## 墓地内の清掃は自分で

墓地の清掃をしないしていると、雑草が生い茂って隣接する墓地の使用者に迷惑が掛かります。

墓地を管理する時間が取れない人には、いずみ聖地公園管理組合

が清掃を有料で代行する制度があります。清掃の代行を希望する人は、同組合(☎36・2292)へ申し込んでください。

### 住所などが変わったら手続きを

墓地使用許可書の記載内容(住所・本籍・保証人など)に変更が



いずみ聖地公園の墓地

あった場合は速やかに手続きしてください。特に住所変更があった場合、納付書などの重要書類が届かなくなりますので、忘れずに手続きしてください。

### 許可の取り消しに注意

次のいずれかに当てはまる場合は、墓地の使用許可を取り消される可能性があります。

- 使用者が死亡し、承継者がいないとき
- 使用者が住所不明となって7年を経過したとき
- 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても囲障(外柵)を設置しないとき

- 3年間管理料の納付がないとき

### 式場・和室の利用

霊園内の管理事務所には式場と和室があり、納骨式・回忌などの法要に利用できます。

料金(1時間当たり)

○式場

- ・使用料…2、484円。4時間を超えるると1、080円
- ・冷暖房費…270円
- 和室
- ・使用料…1、080円。4時間を超えると540円
- ・冷暖房費…54円

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)、いずみ聖地公園管理組合(☎36・2292)へ。

### 国の教育ローン

## 在学中の利子を補給

市では、国の教育ローンの融資を受けて、高校・大学などに入学する人や在学している人、その親族に、在学期間中の利子の半額を補給します。

対象Ⅱ市内に1年以上住民記録があり、市税を完納している人

利子補給期間Ⅱ交付決定の月から在学期間(最長7年間。留年した年数は除く)

申請に必要なものⅡ返済予定表・住民票(世帯全員が記載されたもの)・平成27年度の市税納税証明書・印鑑・在学または入学

を証明できるものを証明できるもの

※くわしくは教育総務課(☎20・1580)へ。

### 固定資産・都市計画税

## 明細で確認を

市では、平成28年度の固定資産・都市計画税の納税通知書を発送しました。通知書には、所有している土地・家屋などの明細を同封していますので、確認してください。

家屋の新築、増築、建て替え、取り壊し、名義の変更などがあれば資産税課(☎20・1514)へ連絡してください。

※くわしくは回課へ。

### 鳥獣の捕獲

## 市内で9月30日まで

市では、農作物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲を、市街地を除く市内全域で行います。鳥類は5・6月に銃器により、獣類は9月30日(金)までわなにより捕獲を行っています

す。安全に努め実施しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

また、鳥獣による農作物への被害がある場合には農政課(☎20・1541)に連絡してください。

※くわしくは回課へ。

### 排水設備の清掃・点検

## 訪問セールスにご用心

「市役所から紹介されて排水設備の清掃・点検に来た」と、家庭を訪問する業者が見受けられます。

市では業者のあつせんは行っていません。訪問セールスで不審に感じたら下水道課(☎20・1553)へ連絡してください。

※くわしくは回課へ。

### 今月の納期限

5月2日(月)

## 固定資産税 (第1期)

※くわしくは納税課(☎20-1519)へ。

17日	大栄幼稚園卒園式 3月定例市議会閉会 成田小学校卒業式
18日	観光立国タウンミーティングin 千葉・成田 全国高等学校女子ソフトボール 選抜大会開会式
22日	成田ブランド推進会議 農業センター理事会
23日	産業まつり実行委員会 成田空港圏自治体連絡協議会 勉強会 成田国際空港騒音対策委員会
24日	水道事業運営審議会 成田空港周辺地域共生財団評 議員会
25日	農業青年会議所総会
27日	成田子ども名人戦 山之作共同利用施設竣工式
28日	印旛都市広域市町村圏事務組 合議会臨時会 印旛沼環境基金臨時理事会
29日	成田空港に関する四者協議会
31日	職員退任式



開会式で選手たちを激励(18日)

## 早めに申請を

児童手当

児童手当は中学校修了前までの児童を養育する父母などに支給されます。

出生(第2子以降の出生を含む)や転入などで新たに児童手当の支給を受けるには申請が必要です。申請した月の翌月分からが支給の対象になりますので、早めに申請してください。

公務員は勤務先から支給されますので、手続きなどは勤務先に確認してください。  
申請窓口は子育て支援課(市役所2階)、下総・大栄支所  
支給月額(1人当たり)  
○3歳未満：1万5,000円  
○3歳～小学生：第1・2子は1万円、第3子以降は1万5,000円

000円

○中学生：1万円

受給者の前年の所得(総所得額から医療費控除などの金額を差し引いた後の金額)が、所得制限限度額を超えた場合は、支給月額が一律5,000円になります。

※くわしくは子育て支援課(☎20・1538)へ。

## 共同墓地

### 整備工事に補助金

市では、既存の共同墓地の整備工事に補助金を交付します。

対象墓地：自治会・管理組合・5つ以上の世帯で管理する墓地

対象工事：墓地内通路・排水設備・塀・擁壁の工事など(20万円未満の工事は除く)

補助額：150万円を限度に、工事費の半額(騒音地域は、補助金の限度額が異なります)

※着工する前に環境衛生課(☎20・1531)に相談してください。くわしくは同課へ。

定期監査  
平成27年度の  
結果を公表

## 平成27年度の 結果を公表

平成27年度に実施した定期監査の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 福田 稔

同 三浦 弘

同 宇都宮 高明

対象：企画政策部、総務部、財政部、空港部、市民生活部、環境部、福祉部、健康こども部、經濟部、土木部、都市部、会計室、水道部、議会事務局、監査委員

事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育総務部、生涯学習部、消防本部

監査実施期間：平成27年10月16日～28年1月25日  
方法など：平成27年4月1日～9月30日(土木部、都市部、水道部は11月30日まで)の財務に関する事務の執行状況が事務事業の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼に

※くわしくは監査委員事務局(☎20・1572)へ。

監査を実施した。監査に当たっては、提出された資料や提示された関係書類などを調査し、関係職員から説明を聴取した

結果：「各部署の財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。なお、事務の執行に当たっては常に経済性、効率性および有効性を意識し、事務事業の見直しによる経費の削減に努められた」

※くわしくは監査委員事務局(☎20・1572)へ。

## 市内の放射線量測定結果

国の目標値は0.23マイクロシーベルト/時です。

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高さ0.05m
小中学校(37カ所)	3月1日～25日	0.03～0.09	0.03～0.09	0.03～0.09
保育園・幼稚園・認可外保育施設(35カ所)	3月1日～25日	0.04～0.08	0.04～0.08	0.03～0.09
保育園・幼稚園・認可外保育施設(35カ所)の砂場・プランコなど	3月1日～25日	-	0.03～0.09	0.03～0.12
市役所(花崎町)	3月22日	0.07	0.08	0.09
	3月28日	0.07	0.08	0.06
下総支所(猿山)	3月22日	0.10	0.10	0.11
	3月28日	0.11	0.10	0.11
大栄支所(松子)	3月22日	0.07	0.07	0.06
	3月28日	0.07	0.07	0.07
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	3月22日	0.07	0.08	0.08
	3月28日	0.07	0.08	0.08
幡谷大気測定局(久住体育館隣)	3月22日	0.08	0.08	0.08
	3月28日	0.07	0.07	0.07

※各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

## 事業所ごみの処理方法

### 自己搬入か業者委託で

飲食店や店舗、事業所などの一般廃棄物・産業廃棄物は、一般家庭用の集積所には出せません。次の通り処理してください。

なお、市外や成田空港内の事業所のごみは自己搬入できません。空港内での、ごみの収集運搬許可を受けている業者に委託し処理してください。

### 一般廃棄物の処理

- 自己搬入：処理には10キログラム当たり216円掛かります
- ・可燃ごみ：成田富里いずみ清掃工場(☎36・1689)へ
- ・それ以外：リサイクルプラザ(☎36・1000)へ

○業者委託：成田市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ

### 産業廃棄物の処理

適正な基準に基づいて自ら処理するか、県の許可を受けた「産業廃棄物処理業者」に委託するなどしてください。

詳細は県印旛地域振興事務所  
環境保全課(☎0433・4833・1138)または県廃棄物指導課  
(☎0433・2223・2757)へ

問い合わせてください。

### ごみの分別に協力を

事業所から出る一般廃棄物は近年増加傾向にあります。特に、資源化することが可能な古紙類が可燃ごみとして多く搬入されていて、清掃工場の処理量増加の大きな原因となっています。

正しく分別し、ごみの減量化、資源化に協力してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

### プラスチック製容器包装

### 分別はプラマークが目印

市では、プラスチック製容器包装(白色の指定袋)を資源物として

回収しています。

プラスチック製品の全てが対象になるとは限りません。白色の指定袋への分別は次のことに注意して行ってください。

○プラマーク(下図)が付いていることを確認する



○中身は使い切るか、取り除く  
○汚れや臭いが取れないか確認する  
○汚れや臭いが取れないものは、可燃ごみとして出す  
※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

### 浄水器設置費補助金

### 購入前に手続きを

市では、飲料用井戸水から対象物質が基準値を超えて検出された場合、これらを除去するための浄水器を設置する世帯、設置から5年以上経過し故障などで買い替える世帯に補助金を交付しています。

対象物質：硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、塩化ビニルモノマー

補助金の交付を受けるには、浄水器の購入前に申請書提出などの

手続きと審査が必要になります。

上水道が整備されている地区の人は、補助を受けられません。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

### 飼料用米

### 稲作農家の皆さんへ

主食用米の消費の減少や過剰な作付けなどが、米価下落の要因となります。

飼料工場や畜産農家に大きな需要がある飼料用米の生産に取り組むことで、主食用米の需給改善を図り、安定収入を確保しましょう。  
※くわしくは農政課(☎20・1541)または県生産振興課(☎043・2223・2980)へ。

### 街路樹の害虫

### 見つけたら連絡を

害虫による街路樹の被害を最小に抑えるために、街路樹の葉に異変や害虫を発見した場合は道路管理課(☎20・1551)へ連絡してください。

※くわしくは同課へ。

### オオキンケイギク

### 駆除にご協力を



黄色い花を咲かせるオオキンケイギク

オオキンケイギクは、5〜7月ごろに直径5〜7センチメートルの鮮やかな黄色の花をつける植物です。生命力・繁殖力が強く、一度定着すると在来の野草の生育場所を奪い、生態系に重大な影響を及ぼします。

特定外来生物に指定され、栽培・販売などは原則禁止されています。自宅の庭などに生えていたら、根から引き抜いて枯れるまで乾燥させてから可燃ごみとして処分してください。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533 ホームページhttp://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kankei/index.html)へ。